

平成18年は燃えるごみが減少

飯山市のごみの現状

飯山市では、燃えるごみは、平成15年から平成16年では1.5%、平成16年から平成17年では3.6%の増と、これまで増加傾向にありましたが、平成18年では1.5%の減となりました。また、減少傾向であった資源物は増加しています。これは、今まで燃えるごみとして出されていた資源物が、きちんと分別されるようになつてきたのではなにかと考えられます。

現在、全国各地でごみ排出の有料化が始まつており、特に有料化の対象となるのが燃えるごみです。今後、飯山市においてもごみの有料化が課題となるのが考えられます。その際、家庭の経済負担を減らすためにも、今から分別に取り組み、燃えるごみをできるだけ減らし、そしてリサイクルできるものにはできるだけリサイクルにまわすよう、きちんとした分別の習慣を身につけましょう。

ごみ・資源物処理量の推移

	18年度	17年度	増減
可燃物	5,412トン	5,495トン	83トン減
不燃物	612トン	557トン	55トン増
古紙	1,181トン	1,130トン	51トン増
ガラスびん	173トン	169トン	4トン増
ペットボトル	61トン	66トン	5トン減
プラ容器包装	174トン	174トン	増減なし
古着	5トン	5トン	増減なし

ごみの排出は決められた方法で適正に

不法投棄は犯罪です

近年、空き缶等の投げ捨てだけでなく、山林や空き地では家庭ごみから粗大ごみ等さまざまなごみの投棄が大量に発見されています。

この様な状況から、市では巡回・監視体制を強化し、不法投棄を発見した場合は投棄者の特定を行い、回収や注意を促しています。



△不法投棄されたごみは、調査のうえ投棄者の特定が行われます。

不法投棄には厳しい罰則が

不法投棄されたものの中には、土壌や水質を汚染しかねない物質が含まれていることもありま。このため、早めの連絡が被害を最小限に留めることにつながります。不法投棄は犯罪であり、厳しい罰則も設けられているほか、不法投棄された廃棄物は不法投棄を行った人が処理することとなります。

自分の土地でも不法投棄

ごみは排出者の責任において、決められた方法で適正に処分しなければなりません。また、自分の土地だから何でも捨てていいということはありません。環境に負荷を与える不法投棄は絶対しないよう、お互いに意識を高め合いましょ。

また、市では「ごみの不法投棄禁止」「空き缶の投げ捨て防止」の常時啓発用看板を用意しています。必要な場合は各地区環境衛生委員の方を通じ申し出てください。

5月30日は『ごみゼロの日』、6月5日は『環境の日』

5月30日から6月5日は『全国ごみ不法投棄監視ウィーク』です。飯山市では5月27日(日)に『ゴミゼロ運動』を実施します。皆さんも住みよい環境を作るため、一緒に参加してみませんか。

- 期 日 5月27日(日)
- 時 間 午前8時30分から午前11時
- 内 容 国道117号線の空き缶・ゴミの一齐清掃
- 受 付 飯山市役所前 午前8時10分～午前8時30分



長野県からのお知らせ

村井知事と語る車座集会在飯山市で開催されます

県民の皆様と知事が自由に語り合う車座集會を開催します。

参加者 どなたでもご参加いただけます。事前のお申込みは不要です。

日時 5月26日(土) 午前10時～正午

会場 飯山市公民館 2階 講堂 (飯山市大字飯山1436-1)

その他

- ・駐車場に限りがありますので、車でお越しの方は、なるべく乗り合わせでお越しください。
- ・当日は手話通訳と要約筆記を行います。

お問合せ 北信地方事務所地域政策課 ☎0269-23-0200



◎佐久で開催の車座集會の様子

介護保険 三二知識 12

施設サービスとは?

要介護認定を受けた方が、心身の状況や介護者の状況等により、在宅での生活が困難となった場合に、長期間在宅から離れ、介護保険施設に入所(または入院)して受けることができるサービスです。施設の利用には条件もありますので、希望される方は担当のケアマネジャーにご相談ください。また、希望者が多い施設では「入所待ち」の状況もありますのでご注意ください。

種類	介護老人福祉施設(特養)	介護老人保健施設(老健)	介護療養型医療施設
分類	福祉系サービス	医療系サービス	医療系サービス
施設の特徴	日常生活上、常に介護が必要な状態で、自宅では適切な介護が困難な場合に利用が可能。	病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリテーションに重点を置いたケアが必要な場合に利用が可能。	急性期の治療が終わり長期間にわたる療養や介護が必要な場合に利用が可能。(平成22年度末で廃止)
医師の配置	非常勤配置で可能	常勤配置	
利用対象者	要介護1～5の認定者(要支援1、2の認定者は利用できません)		
介護支援専門員の配置	必ず配置		
介護サービスの提供方法	施設サービス計画(施設ケアプラン)に沿ってサービスを提供		

固定資産評価審査委員会の新体制

固定資産評価審査委員会の新しい体制が次のおり決まりましたので、お知らせします。(敬称略)



新委員長 中沢 廣さん

- ▼委員長 中沢 廣(下水沢)
 - ▼同職務代理者 服部 質(中条)
 - ▼委員 佐藤新一郎(上組)
- 固定資産評価審査委員会は、固定資産税の納税者が固定資産課税台帳の登録事項について、審査の申し出をした場合に、これを審査決定する機関です。

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員は、基本的人権が侵されることのないよう監視し、もし人権侵害があつた場合には、その救済のため適切な処置をすることを使命としており、市内では次の方が法務大臣から委嘱されています。

- ▼中澤利夫 (木島・上新田 ☎4160)
- ▼市村明彦 (飯山・上倉 ☎4077)
- ▼久保田龍之 (飯山・新町 ☎5092)
- ▼吉越誠雄 (太田・瀬木 ☎2131)
- ▼佐藤幸子 (岡山・上境 ☎4454)

6月1日は人権擁護委員の日

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生しました。これが人権擁護委員制度の始まりです。全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせています。人権擁護委員は自宅で相談をお受けしています。相談は無料で秘密は守られます。